

大分大学医学部附属病院薬剤部細則

平成20年12月24日制定

平成20年医学部附属病院細則第1-8号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程第11条第5項の規定により、大分大学医学部附属病院薬剤部（以下「薬剤部」という。）の組織及び業務等に関し、必要な事項を定める。

(薬剤部長)

第2条 薬剤部長は、病院長の命を受け、薬剤部の所掌業務を総括し、所属職員を指揮監督する。

(副薬剤部長)

第3条 副薬剤部長は、2人置くものとする。

2 副薬剤部長は、薬剤部長を補佐し、薬剤部長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代行する。

(主任薬剤師)

第4条 薬剤部及び次条に規定する室に、必要に応じて主任薬剤師を置き、薬剤部の技術職員をもって充てる。

2 主任薬剤師は、上司の命を受け、次条第2項から第9項に規定する業務を処理する。

(業務分掌)

第5条 薬剤部にその業務を分掌させるため、次に掲げる室を置く。

- (1) 薬務管理室
- (2) 調剤室
- (3) 製剤室
- (4) 医薬品情報管理室
- (5) 薬物動態解析室
- (6) 治験管理室
- (7) 服薬指導室

2 前項第1号に規定する薬務管理室においては、次の業務（放射線部の所掌に属するものを除く。以下同じ。）を行う。

- (1) 病院における薬剤業務の全般的調整計画及び連絡に関すること。
- (2) 医薬品の需要計画及び調整に関すること。
- (3) 医薬品の検収、保管及び出納の総括に関すること。
- (4) 薬剤部の物品の供用及び監守に関すること。
- (5) 麻薬及び覚せい剤の検収並びに保管及び出納に関すること。
- (6) 麻薬及び覚せい剤に係る施用及び管理の報告に関すること。
- (7) 薬剤部に係る調査統計及び報告の総括に関すること。
- (8) 薬剤部の実習生及び研修生に関すること。
- (9) その他他の室の所掌に属さない業務に関すること。

3 第1項第2号に規定する調剤室においては、次の業務を行う。

- (1) 入院及び外来処方せんによる調剤に関すること。
- (2) 調剤薬の監査及び投薬に関すること。
- (3) 注射薬の交付に関すること。
- (4) 配置薬品の管理、監督に関すること。
- (5) 調剤室で取扱う医薬品の供用及び保管に関すること。
- (6) 麻薬及び覚せい剤の調剤業務に関すること。
- (7) 調剤室の在庫の麻薬及び覚せい剤の保管並びに調剤後の報告に関すること。
- (8) 調剤用機械器具の整備及び運用に関すること。

- (9) 処方せんの整理及び保存に関する事。
- (10) 調剤技術、薬品配合等の研究に関する事。
- (11) その他調剤及び注射薬に関する事。
- 4 第1項第3号に規定する製剤室においては、次の業務を行う。
 - (1) 乾式製剤及び湿性製剤の調製及び管理に関する事。
 - (2) 注射用薬剤、点眼用薬剤及びその他無菌薬剤の調製及び管理に関する事。
 - (3) 教育研究用製剤の試作及び調製方法に関する事。
 - (4) 製剤及び調製方法の検討に関する事。
 - (5) 製剤の分割及び品質管理に関する事。
 - (6) 麻薬製剤の調製及び調製後の報告に関する事。
 - (7) 注射剤容器、点眼剤容器、投薬瓶等の洗浄及び殺菌に関する事。
 - (8) 製剤室で取扱う医薬品の供用及び保管に関する事。
 - (9) 薬剤部調製の注射剤（注射用蒸留水を含む。）の管理に関する事。
 - (10) 製剤用薬品の保管、供用及び統計に関する事。
 - (11) 製剤用機械器具の整備及び運用に関する事。
 - (12) その他製剤に関する事。
- 5 第1項第4号に規定する医薬品情報管理室においては、次の業務を行う。
 - (1) 薬品情報（未承認薬等を除く。）の収集、整理、保管及びその専門的評価に関する事。
 - (2) 薬品情報（未承認薬等を除く。）の照会についての調査及び回答に関する事。
 - (3) 医薬品の副作用情報の収集及び伝達に関する事。
 - (4) 医薬品の採用に関する事。
 - (5) 院内医薬品集の作成及び改訂に関する事。
 - (6) 持参薬の管理に関する事。
 - (7) 薬剤部の図書、雑誌等の整備及び管理に関する事。
 - (8) 同一地域内における病院、特に関連教育病院との連携に関する事。
 - (9) その他医薬品情報に関する事。
- 6 第1項第5号に規定する薬物動態解析室においては、次の業務を行う。
 - (1) 薬物の体液中濃度測定及び薬物動力学解析に関する事。
 - (2) 薬の適正使用に関する調査及び研究に関する事。
 - (3) 研究用機械器具の整備及び管理に関する事。
 - (4) その他研究に関する事。
- 7 第1項第6号に規定する治験管理室においては、次の業務を行う。
 - (1) 治験薬の受領並びに保管及び管理に関する事。
 - (2) 治験薬の払出し業務に関する事。
 - (3) その他治験薬に関する事。
- 8 第1項第7号に規定する服薬指導室においては、次の業務を行う。
 - (1) 薬剤管理指導業務に関する事。
 - (2) 病棟配置薬の保管及び管理に関する事。
 - (3) その他服薬指導に関する事。
- 9 第4条第1項に規定する薬剤部に置く主任薬剤師は、医療安全管理部と連携の上、医療安全管理に係る次の業務を行う。
 - (1) 医薬品に関する医療過誤の情報収集及び対策の実施に関する事。
 - (2) 未承認薬等の薬品情報の収集、整理、保管及びその専門的評価に関する事。
 - (3) 未承認薬等の薬品情報の照会についての調査及び回答に関する事。
 - (4) 医薬品安全使用のための業務手順書の改定及び遵守確認に関する事。
 - (5) 医薬品の安全使用に関する院内研修の実施に関する事。
 - (6) その他医療安全管理に関する事。

（雑則）

第6条 この細則に定めるもののほか、薬剤部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成20年12月24日から施行する。
- 2 大分大学医学部附属病院薬剤部規程（平成16年医学部規程第1－30号）は、廃止する。

附 則（平成26年医学部附属病院細則第1－4号）

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年医学部附属病院細則第1－3号）

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年医学部附属病院細則第1－3号）

この細則は、令和元年9月1日から施行する。